

目 次

第 1 号 11月27日（金曜日）

令和2年第4回下郷町議会臨時会会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長提案理由の説明	3
議案第61号 監査委員の選任について	4
議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について	6
議案第63号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の設定について	9
議案第64号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定 について	9
閉会	12

令和2年第4回下郷町議会臨時会会議録第1号

招集年月日	令和2年11月27日			
本会議の会期	令和2年11月27日から11月27日までの1日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	令和2年11月27日	午前10時00分	議長 小玉智和
	閉会	令和2年11月27日	午前10時46分	議長 小玉智和
応招議員	1番	星 和志	2番	小 椋 淑 孝
	4番	山名田 久美子	5番	星 昌彦
	6番	玉川 邦夫	7番	佐 藤 盛雄
	8番	星 輝夫	9番	湯 田 健二
	10番	星 能哲	11番	湯 田 純朗
	12番	小玉智和		
不応招議員	3番	佐藤 勤		
出席議員	1番	星 和志	2番	小 椋 淑 孝
	4番	山名田 久美子	5番	星 昌彦
	6番	玉川 邦夫	7番	佐 藤 盛雄
	8番	星 輝夫	9番	湯 田 健二
	10番	星 能哲	11番	湯 田 純朗
	12番	小玉智和		
欠席議員	3番	佐藤 勤		
会議録署名議員	1番	星 和志	2番	小 椋 淑 孝
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	星 學	副町長	玉川 一郎
	参事兼総務課長	室井 哲	総合政策課長	玉川 武之
	税務課長兼会計管理者	只浦 孝行	町民課長	渡部 浩市
	健康福祉課長	弓田 昌彦	農林課長	湯田 英幸
	建設課長	猪股 朋弘	教育委員会教育長	星 敏恵
	教育次長	湯田 浩光	農業委員会事務局長	大竹 浩二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長	室井 節夫	書記	室井 徳人
	書記	芳賀 沼 崇正		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和2年第4回下郷町議会臨時会議事日程（第1号）

期日：令和2年11月27日（金）午前10時開会

開 会
開 議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
1 番 星 和 志
2 番 小 椋 淑 孝
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案理由の説明
- 日程第 4 議案第61号 監査委員の選任について
- 日程第 5 議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 6 議案第63号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 7 議案第64号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について

散 会
閉 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

3番、佐藤勤君から欠席する旨の届出がありました。

ただいまより、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回下郷町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りしましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小玉智和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において1番、星和志君及び2番、小椋淑孝君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小玉智和君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明

○議長（小玉智和君） 日程第3、町長提案の理由の説明をいたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和2年第4回下郷町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。本臨時会におきましては、議案4件をご提案いたしますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、国内における新型コロナウイルスの感染状況であります。10月以降増加の傾向に転じ、今月に入ってから、都市部を中心に1日当たりの感染者数が過去最多を更新するなど、第3波の感染拡大がより鮮明になっております。新型コロナウイルスのワクチン開発や、ワクチン接種の無料化を柱とした予防接種法改正案が国会で審議入りするなど、その期待は高まっておりますが、冬の足音とともに新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行も懸念されているところであります。本町におきましては、幸いにも現在まで感染症の発生は確認されておりましたが、これもひとえに感染拡大の防止

に向けて様々なご協力をいただいております町民の皆様のおかげと、ここに厚く御礼を申し上げます。今後とも感染防止対策と地域経済活動の擁立に全力で取り組んでまいりますので、町民の皆様には、マスクの着用や手洗い、さらには密閉空間、密集場所、密接場所の3密を避けるなど、新しい生活様式の実践に引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本臨時会にご提案いたします議案4件につきましてご説明をいたします。議案第61号 監査委員の選任についてでございますが、下郷町議会議員のうちから選任する監査委員について、下郷町大字湯野上字大島乙82番地の2、山名田久美子氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意をお願いするものであります。

議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、福島県人事委員会の勧告に準じ、職員の期末・勤勉手当について、民間の支給状況等を踏まえ、年間の支給月数を0.05月分引き下げることとし、本年度は12月期の期末手当を0.05月分引き下げ、令和3年度以降は、6月期及び12月期の期末手当をそれぞれ0.025月分引き下げるものであります。

議案第63号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、福島県人事委員会の勧告に準じ、期末手当の年間支給月数を0.05月分引き下げることとし、本年度は12月期の期末手当を0.05月分引き下げ、令和3年度以降は、6月期及び12月期の期末手当をそれぞれ0.025月分引き下げるものであります。

議案第64号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定でございますが、議案第63号と同様に、町長、副町長及び教育長に係る期末手当の支給月数を改正するものであります。

以上、本臨時会にご提案いたしました議案についてご説明を申し上げました。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

日程第4 議案第61号 監査委員の選任について

○議長（小玉智和君） それでは、日程第4、議案第61号 監査委員の選任についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、山名田久美子君の退場を求めます。

（4番 山名田久美子君 除斥）

○議長（小玉智和君） それでは、職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） それでは、お諮りします。

本件につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 監査委員の選任についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

それでは、これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番(佐藤盛雄君) お伺いいたします。

私、9月の定例議会で監査委員の選任につきましてご質問申し上げました。その際、町長のご答弁では、次の臨時会もしくは定例会で提案したいということでございました。そのお約束に対して今回提案されたことに対して、改めて敬意を表したいと思います。

議会選出の監査委員でございます。代表監査委員ではありませんので、議会から提案されるということはやはり全会一致が最高のベストな選択だと思っておりますが、今回それに当たって、町長さんは議会と相談するというお約束でございましたが、それを実施されたかどうか、まず伺いたいと思います。

それから、満場一致で決める方法の一つとして、例えば隣の会津美里町では町長から議会に対して候補者の選任依頼が文書で提案されて、そして議会ではそれを受けて全員協議会でそれを審議して、議会の同意を得て町長にそれを報告するという形ですんなりと行われる。要するにプロポーザル方式みたいな形でやっております。そういうものも私も今後の一つの検討課題というふうに考えています。それに対して町長どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長(小玉智和君) それでは、町長、星學君。

○町長(星學君) 議案第61号の監査委員の選任につきましては、7番議員のおっしゃるとおりの話だと思いますから、それに基づいて今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長(小玉智和君) 7番、いいですか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番(佐藤盛雄君) 今の答弁されたとおりであります。その後で、例えば美里の件も例にありましたが、そういうことも一つの検討課題であるかと思いますが、町長のコメントをいただければありがたいと思っております。

○議長(小玉智和君) 町長、星學君。

○町長(星學君) 他町村のことについては、私は関知しません。やはり下郷町議会ということの尊重はいたします。

○議長(小玉智和君) そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第61号 監査委員の選任についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第61号 監査委員の選任についての件は原案のとおり可決されました。

山名田久美子君の入場を求めます。

(4番 山名田久美子君 入場)

○議長(小玉智和君) それでは、ただいま議案第61号の監査委員の選任については、原案のとおり可決されました。

山名田久美子君から挨拶を求めます。

4番、山名田久美子君。

○4番(山名田久美子君) 皆様、おはようございます。ただいま私が監査委員として皆様からのご同意をいただき、誠にありがとうございます。監査業務の重要性に鑑み、さらに研さんに励み、町の行財政の健全化のため尽力してまいりたいと存じます。なお一層のご支援とご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

日程第5 議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(小玉智和君) それでは、日程第5、議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) それでは、本案についての議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長(室井哲君) おはようございます。ご説明を申し上げます。

議案書の2ページでございます。議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、福島県人事委員会の勧告に準じ、職員の期末・勤勉手当について、年間の支給月数を0.05月分引き下げることとし、本年度は12月期の期末手当を0.05月分引き下げ、令和3年度以降は、6月期及び12月期の期末手当をそれぞれ0.025月分引き下げるものでございます。

新旧対照表の1ページを併せて御覧いただきまして、第1条による改正、これは本年12月1日から施行する改正規定であります。第19条第2項中、「100分の127.5」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中、「100分の70」を「100分の65」に改めるもので、これにより本年12月期の期末手当は0.05月分引き下げられることとなります。

次に、第2条による改正、これは令和3年4月1日から施行する改正規定でございま

すが、第19条第2項中、「100分の122.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中、「100分の65」を「100分の67.5」に改めるもので、これにより令和3年度以降の期末手当は、6月期、12月期とも0.025月分、合わせて0.05月分引き下げられることとなります。

議案書の3ページにお戻りをいただきまして、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。第1条、第2条と2条に分けて改正を行い、附則としまして、第1条の規定は本年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日からそれぞれ施行するものであります。

なお、この改正によりまして、予算ベースでは155万6,000円の減額を見込んでおりません。

また、この改正につきましては、12月期の期末手当の支給基準日12月1日前に条例改正を行う必要が生じたことから、臨時会でご審議いただく運びとなりましたので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 条例改正に異議があるわけではないのですが、こうやって資料もなく口頭で数字を述べられるだけでは適正な審議や審査ができるとは思いません。議案書を事前に配付していただければ調べようがあると思います。どのような福島県の人事委員会で勧告がなされたのかが県から通知が来ていると思うので、そういった資料をつけて審議が行われるべきと考えますが、どう思われますでしょうか。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

それでは、総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 1番、星和志議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、資料でございますが、条例改正につきましては、この議案書、そして改正の資料といたしまして新旧対照表ということで資料をおつけしておりますが、確かに議員おっしゃるとおり、人事委員会の勧告の内容等の資料につきましては添付をございませんでした。

それで、福島県の人事委員会の勧告の内容でございますが、本年の10月26日に特別給に対する勧告が行われました。これにつきましては、今ほどご説明申し上げましたとおり、期末手当を0.05月分引き下げる内容のものでございます。例年、この勧告につきましては特別給、月例給併せての勧告が通例でございましたが、本年度につきましては、月例給の勧告につきましては別途勧告、報告を予定しているということで、10月の26日の段階ではございました。これにつきましては、11月の9日でございました。福島県の人事委員会のほうから職員の給与に関する、こちらは報告という形で報告がございました。その内容につきましては、本年度につきましては月例給の改定はないというような報告でございました。

以上、口頭での説明になりますが、なおよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 1番、星和志君、再質問ありますか。

それでは、1番、星和志君。

○1番（星和志君） 説明ありがとうございます。今の説明も資料を出していただければ省けると思います。そして、私たち議会は町民からの信託を受けて町執行部を監視、評価しなければならない立場であるので、ですから相応の資料により審査し、慎重に採決しなければならないと考えます。今回の条例改正だけでなく、ふだんからの議案に対してでもですが、議案書の事前配付や説明資料の配付など、町執行部側の丁寧な姿勢を見せていただきたいと思われませんが、どうお考えでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 今ほどご質問いただきました議会の審議の関係の附属資料、関係資料の提出でございますが、これらにつきましては、議員おっしゃるとおり分かりやすい資料ということで今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星和志議員、大変貴重なご意見いただきました。多分、議員は1期目でございますから、下郷町の条例の冊子を配っていますよね。そのところには職員の給与の表があります。そして、期末手当支給の0.05を引く条例改正については条例でなっています。ですから、今総務課長が説明したことをご理解いただければ、月給の改正ではなくて期末手当の改正の分の条例ですから、この条例で説明は丁寧な説明だと私は思うのです。ですから、その辺は誤解のないように。今回は、条例の中の0.05を下げるという条例の改正でございます。月給のやつはみんな条例に入っていますから。その改正のときはちゃんと丁寧な給与表が出てきますので、そういうことでご理解いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） 1番、再々質問ありますか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 町長からの説明は、ありがとうございました。説明資料があることについては、議会改革委員会の議題の一つでもありますので、事前配付も含め、多くの議員が多分求めていると思います。今後正式な執行部側との協議も多分行われていくと思いますので、そのときはご対応よろしくお願ひいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） それでは、お答えを申し上げます。

議案の事前配付につきましては、これは今までの先例に基づいての配付ということで今まで対応させていただいておりましたが、議員の今ほどのご発言の中にごございましたとおり、今議会のほうでは議会改革特別委員会ということでいろいろな事項、整理をされていることかと思っております。それらの中で、町執行部側と議会の側で、それら事前配付

等、あるいは資料の提出等について、今後必要性が生じましたらば、その都度議会の皆さんと、あと町側は町長含め副町長、あとは各課長と検討いたしまして、その辺は調整を図っていく案件になるのかなと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 総務課長のおっしゃったとおりでございますが、例えば県会だとか国会とかについては議員の皆さんが自ら職員に対してヒアリングを行うのです。議案に対して。あるいは、法の改正だとか、県条例の改正だとか。いろいろな事業について職員にヒアリングをお願いしたいということになれば、個人的にヒアリングをしてもそれは構いませんけれども、今までの慣例でいくと議員の皆様へ配付するのは総務課長が今申し上げたとおりでございますので、よろしくご理解ください。

○議長（小玉智和君） 1番、答弁漏れございませんか。

○1番（星和志君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、1番、星和志君の質問を終わります。

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第63号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について

日程第7 議案第64号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） この際、日程第6、議案第63号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について、日程第7、議案第64号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件の2件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) それでは、議案第63号及び議案第64号について説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長(室井哲君) ご説明を申し上げます。

議案書の4ページでございます。議案第63号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、福島県人事委員会の勧告に準じ、期末手当の年間支給月数を0.05月分引き下げることとし、本年度は12月期の期末手当を0.05月分引き下げ、令和3年度以降は、6月期、12月期の期末手当をそれぞれ0.025月分引き下げることとさせていただきます。

新旧対照表の2ページを御覧いただきまして、第1条による改正、これは本年12月1日から施行する改正規定でございます。第5条第2項中、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改めるもので、これにより本年12月期の期末手当は0.05月分引き下げられることとなります。

次に、第2条による改正、これは令和3年4月1日から施行する改正規定でございます。第5条第2項中、「100分の162.5」を「100分の165」に改めるもので、これにより令和3年度以降の期末手当は、6月期、12月期とも0.025月分、合わせて0.05月分引き下げられることとなります。

議案書の5ページにお戻りをいただきまして、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。第1条、第2条と2条に分けて改正を行い、附則としまして、第1条の規定は本年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日からそれぞれ施行するものであります。

なお、この改正によりまして、予算ベースでは15万4,000円の減額を見込んでおります。

次に、議案書の6ページでございます。議案第64号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、議案第63号と同様に、町長、副町長及び教育長に係る期末手当の支給月数を改正するものであります。

新旧対照表の3ページを御覧いただきまして、第1条による改正、これは本年12月1日から施行する改正規定でございます。第4条中、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改めるもので、これにより本年12月期の期末手当は0.05月分引き下げられることとなります。

次に、第2条による改正、これは令和3年4月1日から施行する改正規定であります。第4条中、「100分の162.5」を「100分の165」に改めるもので、これにより令和3年度以降の期末手当は、6月期、12月期とも0.025月分、合わせて0.05月分引き下げられることとなります。

議案書の7ページにお戻りをいただきまして、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。第1条、第2条と2条に分けて改正を行い、附則としまして、第1条の規定は本年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日からそれぞれ施行するものであります。

なお、この改正によりまして、予算ベースでは11万3,000円の減額を見込んでおります。
また、議案第63号、議案第64号の改正につきましては、12月期の期末手当の支給基準日12月1日前に条例改正を行う必要が生じたことから、臨時会でご審議いただく運びとなりましたので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 1つ質問させてください。

議案書、第63号、議員の報酬、費用弁償に係る条例の一部の改正、こちらは議会側に町のほうから説明や相談などをしたりして条例改正を行っているのかどうかという1点。やはり議決権を私たち持っていますので、その辺は議長なりに説明してのこういうものだったのかという1点だけお聞かせください。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えを申し上げます。

今回の改正につきましては、勧告に準じた改正ということでございまして、勧告に基づく条例改正につきましては町長提案ということで今まで対応をさせていただいておりましたので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） ありがとうございます。先ほど1番、星和志議員からありましたように、やはり新人で入ってきた議員だったりすれば、ちょっと県の人事委員会勧告というのわからない。そして、私もまだ2期目でして、まだ勉強不足のところもあって申し訳ないのですが、そういうところの説明というのはやはり分かるようにしていただきたいというのが実情です。今、議会改革特別委員会を開催してまして、町側のほうの執行部との協議する場もこれから多々出てくると思っておりますので、こういう点は少し見直ししながら、お互いに町のためにいい方向に行きたいと思うので、今後ともこういうときのご相談等させていただきますので、考え方のほう、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（小玉智和君） 答弁は。

○2番（小椋淑孝君） 答弁結構です。

○議長（小玉智和君） 結構ですか。

それでは、2番、小椋淑孝君の質問を終わります。

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第64号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

これで本臨時会の会議に付託されました事件は全て終了いたしました。

したがいまして、会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがいまして、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第4回下郷町議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。(午前10時46分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年11月27日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員